

**CFC 税制上の「株式等」の意義とリヒテンシュタイン財団**

- 【文献種別】 判決／東京地方裁判所  
【裁判年月日】 令和7年9月12日  
【事件番号】 令和6年（行ウ）第139号  
【事件名】 所得税更正処分取消等請求事件  
【裁判結果】 棄却  
【参照法令】 租税特別措置法（平成29年法律第4号による改正前のもの）40条の4第1項・第2項1号、租税特別措置法施行令（平成29年政令第114号による改正前のもの）25条の21第5項1号  
【掲載誌】 公刊物未登載  
◆ LEX/DB 文献番号 25623681

京都大学教授 田中晶国

**事実の概要**

1 本件では、居住者であるX（原告）に対して、Xがリヒテンシュタイン公国（以下「LI国」という。）に所在するA財団（以下「本件財団」という。）を介して、バハマ国に所在する法人であるB社（2005年5月10日設立。以下「本件バハマ法人」という。）の発行済株式の全部を間接保有しているものとして、租税特別措置法（平成29年法律第4号による改正前のもの。以下「措置法」という。）40条の4等に規定する特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（以下「CFC税制」という。）に基づく更正処分等がなされた。Xは、LI国の財団には「株式等」が存在しておらず、Xは本件財団を通じて本件バハマ法人を間接保有していないとしてその適用を争った。

2 本件財団は、2005年5月19日、LI国の「人及び会社に関する法律」（以下、同法（2008年改正後のもの）を「LI会社法」といい、本件財団設立時の同法（2008年改正前のもの）を指すときは、「旧LI会社法」という。）に基づき設立された、法人格を有する財団である。

Xは、訴外C社に対し、2005年4月25日、C社を信託設立者として本件財団を設立するよう指示し、本件財団は、当該指示によって設立された。

本件財団の定款（以下「本件財団定款」という。）

によれば、本件財団の「Stiftungskapital」（資本金）は3万スイスフランである。Xは、本件財団の設立に当たり、3万スイスフランを払い込んだ。（ただし、「Stiftungskapital」が資本金に当たるかには争いがある。）

本件財団定款に基づき作成された財団付属定款・財団規則には、財団資産の管理についてXのみを構成員とする特別組織を設ける旨、Xが同人の生涯にわたり他のいかなる受益者をも排除し本件財団の資産及びその収入を享受する権利を単独で有する旨なども定められていた。

Xは、平成29年分及び平成30年分の所得税等について、いずれも法定申告期限までに申告した。新見税務署長は、Xに対し、令和5年3月10日付けで、上記各年分について、CFC税制の適用を前提とした更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分をした。Xは、上記処分につき取消しを求めて審査請求を行い、一部取消し・棄却の裁決を経て、令和6年4月23日、本件訴えを提起した。

**判決の要旨**

「1『株式又は出資』（株式等）の意義について（1）……

【措置法40条の4は】、居住者等が、法人の所得等に対する租税の負担がないか又は極端に低い国又は地域に法人を設立して経済活動を行い、当

該法人に所得を留保することによって、我が国における租税の負担を回避しようとする事例が生ずるようになったことから、課税要件を明確化して課税執行面における安定性を確保しつつ、このような事例に対処して税負担の実質的な公平を図ることを目的として規定されたものである。そして、同条が、居住者等が軽課税国に所在する外国法人に対する資本関係を通じた経済実質的な支配力を利用して租税負担を不当に軽減することへの対処を目的としていることを受け、外国法人の発行済株式等のうちに占める居住者等が直接及び間接保有する株式又は出資（株式等）の割合が過半であることを上記の資本関係を通じた経済実質的な支配力を判定するための基準としており、間接保有の場合においては、当該外国法人の株主である他の外国法人（本件各処分においては、本件財団がこれに当たるとされている。）に係る個人の有する株式等の数又は金額についてもその具体的基準の一つとなっている（措置法施行令 25 条の 21 第 5 項）。

(2) 上記のような趣旨、目的からすれば、その支配力の有無は、形式上、名目上のものではなく、【A】外国法人の収益や資産を実質的に支配し得る地位の有無という観点から判定されなければならない。また、措置法 40 条の 4 の規定は、外国法人の『株式又は出資』を判定基準の一つとするものであるところ、諸外国の法制度が我が国の法制度と異なり得るものであることは明らかであるから、その判定基準を構成する『株式等』（株式又は出資）について、我が国における『株式』又は『出資』と完全に同じものを指すと解することはできず、【B】外国法人を支配し得る単位化された物的持分としての法的地位を指すものと解するのが相当であって、居住者等がこのような法的地位を取得しているか否かについては、当該外国法人の設立準拠法だけでなく、当該外国法人の定款や会社規則等の具体的事情を総合的に考慮して判定すべきである。

そして、一般に、持分とは、社員たる資格において法人に対して有する法律上の地位（いわゆる社員権）を意味するから（【最判昭 45・7・15 民集 24 卷 7 号 804 頁】）、【C】外国法人を支配し得る単位化された物的持分としての法的地位は、当該外国法人に対して資金を拠出したことによ  
って得られた、自益権及び共益権又はこれらと同視

できる権利ないし地位をいうものと解すべきである。」

「(1) 本件財団の設立及び原告による資本金の拠出（出資）

…… X が、本件財団の実質的な設立者として、その資本金の全額である 3 万スイスフランを単独で拠出したものと認められる。……『Stiftungskapital』は、財団資本金を指すものと認められる……」

「(2) 自益権と同視できる権利ないし地位の有無について

……

イ このように、X は、その生存中、本件財団の『第一受益者』として、本件財団の資産及びその収入を享受する権利を独占的に有しており、しかも、X のこの地位は、本件財団の実質的な設立者として、その設立を指示し、資本金の全額を拠出した原告が承認した草案に基づいて制定された本件財団定款及び本件財団規則によって得られたものである。

ウ したがって、原告は、本件財団の資本金の全額を拠出するなどして本件財団を実質的に設立したことにより、本件財団の自益権と同視できる権利ないし地位を全部保有していたものと認められる。」

「(3) 共益権と同視できる権利ないし地位の有無について

……

ウ このように、X は、本件財団の特別組織の唯一の構成員として、本件財団の資産の管理について、単独で責任を負い、制約を受けることなく裁量で行うことができる地位を有しており（前記ア）、また、本件財団の管理運営を行う財団評議会を指導する地位を有しているほか、財団評議会の構成員の解任につき、拒否権を有している（前記イ）。

しかも、原告のこれらの地位や権利は、本件財団の実質的な設立者として、その設立を指示し、資本金の全額を拠出した原告が承認した草案に基づいて制定された本件財団定款及び本件財団付属定款によって、あるいは、本件財団の設立の際に原告自身が行った指示によって得られたものである。

エ したがって、原告は、本件財団の資本金の全額を拠出するなどして本件財団を実質的に設立

したことにより、本件財団の共益権と同視できる権利ないし地位を全部保有していたものと認められる。」

(下線・【 】部分筆者)

## 判例の解説

### 一 本判決の意義と背景

本件では、Xが本件財団を介在させて本件バハマ法人を間接保有するものとして、CFC 税制の適用が行われた。争点は、Xが本件財団の「株式等」を有しているといえるか否かである（措置法40条の4第1項、租税特別措置法施行令（平成29年政令第114号による改正前のもの）25条の21第5項1号。以下「措置令」という。）。本判決で争点となったCFC 税制の脆弱性は、平成29年税制改正により一定の対応がなされている。とはいえ、現行法においても「株式等」を基礎に外国関係会社を判定する建付けがCFC 税制の根幹であることには変わりはなく、本判決の意義は失われていない。また、外国法に基づく法律関係に対するわが国租税法の適用やCFC 税制に係る文言解釈・適用の限界事例としても参考になる。

LI国の法律に基づき設立される財団（Stiftung、以下「LI財団」という。）は、LI国の税制及び秘密主義と相まって、設立者が外形的には資本関係を有しない状態を装いながらも、実質的支配を維持できる媒体として利用されてきた。2008年には、LI財団を利用した多数かつ巨額の脱税・租税回避事例が明るみに出て欧州各国は対応に追われた<sup>1)</sup>。他方で、旧LI会社法の透明性を強化する2008年改正がなされ<sup>2)</sup>、現状において法制度は肯定的な評価を受けている<sup>3)</sup>。本件LI財団は改正前の旧LI会社法により設立されたものである。

### 二 外国法に基づく権利関係のわが国租税法への適用

外国法に基づく権利関係をわが国の租税法に対して、どのように適用するかには複雑な議論がある<sup>4)</sup>。たとえば、最高裁は、デラウェア州法上のLPSについて、わが国租税法上の「法人」該当性を検討する際に、外国法に基づく「法人」該当性ではなく、日本法人との対比を行った（最判平27・7・17民集69巻5号1253頁）。

LI会社法によると、LI財団は設立者の意思表

示（設立の意思、財産の抛出、目的の特定）により設立され（LI会社法552条1項参照）<sup>5)</sup>、かつ、LI財団について、わが国におけるいわゆる持分権を示す規定は存在していない。このことから、わが国で仕組みが近い組織体をまず挙げるならば、一般財団法人であるといえよう（本判決は、Xの抛出した「Stiftungskapital」について、「資本金」と性質決定するために、いくつか論拠を挙げているが<sup>6)</sup>、それらの論拠は一般財団法人における設立時の抛出財産にも等しく妥当する。）。わが国での一般財団法人を念頭におくと、LI財団に「株式等」は存在しないとのXの主張も理解しやすいものではある。とはいえ、本件財団の財団規則上、Xが本件財団の資産及びその収入を享受する権利を単独で有する受益者と定められているが、わが国の一般財団法人では、設立者に剰余金又は残余財産の分配を受ける権利を与える旨の定款の定めはできない（一般社団・財団法153条3項2号）。このように、本件では、わが国では同種のものが無いようなXの権利関係が、「株式等」に該当するかの当てはめが求められたのである。

この問題に対して、本判決は、わが国での「株式等」につき、判示【B】においてまず「物的持分」とした。さらに、判示【B】で示した内容を判示【C】の部分で、自益権と共益権の問題とし、二段階の敷衍を行った上で、Xの有する権利関係との対比を行っている。「株式等」は、法文上「株式」又は「出資」を指すものと読めるが（措置令25条の21第5項柱書、同1号参照）、本判決は「株式等」を上記2つの概念に分けずに、「株式又は出資」という1つの概念として捉えて解釈を行っているようである。

### 三 LI財団と株式等

LI財団は、柔軟性が高い組織体であるから、一般的にLI財団の設立者の有する権利関係が「株式等」に該当するか否かを判定できるものではなく、個々の事案に応じた権利関係を検討せざるを得ないであろう。LI会社法上、LI財団では財団評議会が財団を代表し事業を管理する旨が定められているが（LI会社法552条24項）、本件財団についてみると、本件財団定款等によってXの権限と受益権が確保されている。したがって、本判決による、Xが自益権・共益権と同視できる権利ないし地位を有するという認定には特段違和感はない。

い。ただし、本判決は、本件財団のバハマ法人株式の取得経緯、バハマ法人の投資指針、Xによる意向表明書<sup>7)</sup>、Xと理事の関係、理事が欠けた場合の措置などに触れていない。「実質的に支配し得る地位の有無」(【A】)を問題とするのであれば、これらの諸点も議論の対象とされるべきである。

他方で、本判決は、「株式等」の要素として、「物的持分」との指摘をしている(【B】)。Xに留保された権限及びXがLI会社法上の「設立者」という特別な法的地位にあることが<sup>8)</sup>、「物的持分」といえるのか、本判決が「物的」という点にいかなる意味を込めたのか明らかではなく、この言及がむしろ判決の理由付けを不明瞭なものとしている。

解釈上の論点としては、平成29年税制改正との関係が問題である。平成29年税制改正において直接又は間接保有の判定に「実質支配関係」が導入された。立案担当者の解説では、外国法人との資本関係を断絶しつつ契約関係等により支配することで制度の適用を免れることが可能となっていたことに対する対応とされている<sup>9)</sup>。Xはこの点を指摘して、改正前のCFC税制の適用となる本件では実質的な支配関係は考慮すべきでない旨を主張した。裁判所は、CFC税制の適用を免れていた契約関係等に基づく場合と本件との違いを説得的に論じるべきであったが、本判決の論拠は不十分である<sup>10)</sup>。

なお、本件の事実関係からは、実質所得者課税の原則の適用も検討の俎上に載せ得る<sup>11)</sup>。

●—注

- 1) 事件を紹介するものとして、石井道遠「タックス・コンプライアンスを巡る国際的連携の動きと我が国の政策対応の在り方(試論)」RIETI Discussion Paper Series 10-J-033 (2010年)。
- 2) LI財団の特徴と改正前後の法制度について、Law Library of Congress, Global Legal Research Directorate(2008), *Liechtenstein: The Law of Foundations*, LL File No. 2008-001409, <https://tile.loc.gov/storage-services/service/l1/l1gldr/2019669827/2019669827.pdf> (2026年1月27日閲覧)。当時は、事業を営まないLI財団は、資本額に応じて、年率0.05%から0.1%というごく低い税率で課税されていた。現在は、12.5%の法人所得税(フラット税率)の対象となる。年額の最低法人所得税として1,800スイスフランが課される。ただし、LI財団が法定のPrivate Asset Structure (Privatvermögensstruktur)に該当する場合、年額の最低税1,800スイスフランのみ

が課され、税務申告書の提出は不要となる。Langer, *Das liechtensteinische Steuerrecht*, 1. Aufl., 2018, S.167, 178.

- 3) OECD(2019), *Global Forum on Transparency and Exchange of Information for Tax Purposes: Liechtenstein 2019 (Second Round)*, <https://doi.org/10.1787/299793c5-en> (2026年1月27日閲覧); OECD(2025), *Harmful Tax Practices - 2024 Peer Review Reports on the Exchange of Information on Tax Rulings*, <https://doi.org/10.1787/c069a357-en> (2026年1月27日閲覧)。
- 4) 外国事業体の法人格の有無の議論に関してであるが、衣斐瑞穂「判解」最判解民事篇平成17年度(下)349頁、356頁以下。
- 5) Gasser, *Liechtensteinisches Stiftungsrecht*, 2. Aufl., 2019, S.61.
- 6) 本判決は、その根拠として、「Stiftungskapital」の下限の法定、定款への記載、公的証明書の記載事項となっていることなどを挙げている。
- 7) 意向表明書によって設立者は財団評議会に対して財団の財産管理等について各種の意向を表明し、財団評議会はそれを尊重する。その内容は受益者にも公開されない。業界の慣習として広く利用されてきたが、法律上に根拠規定はない。See Johannes Gasser, *Liechtenstein report-respecting settlor/founder intention*, 30 TRUSTS & TRUSTEES 555, 561 (2024).
- 8) LI財団の設立者には財団取消権と財団定款等の変更権限を留保することが認められている(LI会社法552条30項)。また、財団設立後に第三者が追加の財産を拠出してLI会社法上の設立者たる地位は得られない(LI会社法552条13項)。なお、本件での名義上の設立者は訴外C社だが、LI国実務では、一般的にライセンスを有する信託会社が依頼者のために名義上設立者として財団を設立する。もっとも、LI会社法552条4項では、信託会社が設立した場合でも、本人たる依頼者が設立者とみなされ、設立者権限は実質的設立者に帰属すると定められている。LI国の最高裁は同規定を旧LI会社法下で設立された財団にも遡及適用し、設立時期を問わず実質的依頼者を設立者として扱う法理を確立している。See *id.* at 556.
- 9) 財務省「平成29年度 税制改正の解説」(2018年)660頁。
- 10) 本判決は、Xと本件財団に資本関係があるとの結論を前提にして納税者の主張を封じるのみである。
- 11) 最判平19・9・28民集61巻6号2486頁(特に古田佑紀裁判官補足意見)、森英明「判解」最判解民事篇平成19年度(下)654頁、665頁。